

札幌市災害時医療体制検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 札幌市において、災害、事故等により多数の負傷者が同時に発生した場合に、市民に対する医療を迅速かつ効率的に確保するための医療体制の整備を目的として、札幌市災害時医療体制検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 災害時医療体制の整備に必要な事項に関する事
- (2) 札幌市災害時基幹病院の指定に関する事
- (3) その他、災害時医療体制の確保に必要な事項に関する事

(組 織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから保健福祉局医務監が委嘱する。

- (1) 一般社団法人札幌市医師会のうちから同団体の長が推薦する者
- (2) 北海道知事が指定する基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院のうちから同病院の長が推薦する者
- (3) その他、保健福祉局医務監が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(謝 礼)

第7条 会議の出席に対する委員の謝礼は、一回あたり12,500円とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所医療政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。